

広島県中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目的

この要項は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第24条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象等

(1) 対象となる者

次のいずれかに該当する者

ア 市町立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、定時制の高等学校及び共同調理場並びに県立学校に所属する教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員又は常勤の講師（以下「教諭等」という。）で、その在職期間が10年に達した者。ただし、広島市立の学校並びに福山市立及び呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に所属する教諭等並びに次に掲げる教諭等は除く。

(ア) 臨時的に任用された者

(イ) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された者

(ウ) 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修（10年経験者研修を含む。）を終了した者

(エ) 「4 早期受講制度」により本研修の受講を終了した者

イ 「4 早期受講制度」により受講の承認を受けた者（以下「早期受講者」という。）

(2) 在職期間の計算方法

在職期間は、次に示すいずれの期間も通算する。

ア 国立、公立又は私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場（以下「小学校等」という。）において、現在の職と同一の職で在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）

イ 栄養教諭においては、小学校等において学校栄養職員として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）

ウ 幼稚園教諭においては、公立又は私立の保育所及び認定こども園の保育士、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）（以下「保育士等」という。）として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）

エ 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間

オ 国家公務員法又は地方公務員法の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間（私立の学校の教諭等においては、これに準ずる期間）

カ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

キ 国家公務員の育児休業等に関する法律又は地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間（私立の学校の教諭等においては、これに準ずる期間）

ク 負傷又は疾病による休暇を取得した期間及び国外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するために地方公務員法の規定により配偶者同行休業をした期間

3 研修を受講する年度

(1) 在職期間が10年に達した者

在職期間が10年に達した年度の次の年度とする。ただし、在職期間が10年に達した者のうち、小学校、中学校、義務教育学校、定時制の高等学校及び共同調理場並びに県立学校に所属する者については、教職経験者（6年目）研修、養護教諭経験者（6年目）研修、栄養教諭経験者（6年目）研修又は学校栄養職員経験者（6年目）研修（以下「6年目研修」という。）の受講

が免除又は対象外の者を除き、6年目研修受講後の在職期間が1年に満たない場合は、6年目研修受講後の在職期間が1年に達した次の年度とする。幼稚園に所属する者については、広島県幼稚園新規採用教員研修の受講が対象外の者を除き、広島県幼稚園新規採用教員研修未受講の場合は、広島県幼稚園新規採用教員研修受講の次の年度とする。

なお、広島県教育委員会教育長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 早期受講者

「4 早期受講制度」により受講の承認を受けた際に、受講年度として定められた年度とする。

4 早期受講制度

(1) 趣旨

教諭等の資質・能力に応じて早期に本研修を受講させることにより、効果的な人材育成及び学校の組織体制の強化に資する。

(2) 内容

「(3) 早期受講制度の対象となる者」に該当する者のうち、校長、園長又は共同調理場長（以下「校長等」という。）（及び市町教育委員会教育長）が次に掲げる事項のいずれにも該当すると判断し、早期受講に係る申請を行った者について、広島県教育委員会教育長の承認を受けた場合は、その在職期間が10年に達するより前に本研修を受講させることができる。

ア 広島県教員等資質向上指標に照らし、本研修を受講する資質・能力を有している。

イ 効果的な人材育成及び学校の組織体制の強化の観点から、早期に受講させることが望ましい。

(3) 早期受講制度の対象となる者

教諭等のうち、在職期間が7年に達した後10年に達していない者で、次のいずれかに該当する者。ただし、「2 対象等 (1) 対象となる者 ア」のただし書きにより本研修の対象となる者から除かれている者を除く。

ア 幼稚園に所属する者においては、広島県幼稚園新規採用教員研修を終了している者又は広島県幼稚園新規採用教員研修が受講対象外であった者

イ 小学校、中学校、義務教育学校、定時制の高等学校及び共同調理場並びに県立学校に所属する者においては、6年目研修受講後の在職期間が1年に達している者又は6年目研修が受講免除若しくは対象外であった者

5 研修を受講できない者の取扱い

育児休業等により、研修を受講する年度に研修を受講できない者（評価案の作成ができない者を含む。）については、あらかじめ広島県教育委員会教育長の承認を受け、原則として当該事由がなくなる日の属する年度の次の年度に受講させるものとする。

6 研修日数及び研修内容

研修の日数及び内容は、次表のとおりとする。

		幼稚園の教諭	小・中・義務教育・高・特別支援学校の教諭及び講師
校(園)外 研 修	日数	8日間の教育センター等での研修	8日間の教育センター等での研修
	内容	広島県教員等資質向上指標（教諭・講師）に関する内容	広島県教員等資質向上指標（教諭・講師）に関する内容
校(園)内 研 修	日数	10日間の園内での研修	12～20日間の校内での研修
	内容	保育研究や教材研究を含む，教諭・講師の指標に関する内容	授業研究や教材研究を含む，教諭・講師の指標に関する内容

		養護教諭	栄養教諭・学校栄養職員
校(場)外 研 修	日 数	8日間の教育センター等での研修	8日間の教育センター等での研修※学校栄養職員は7日間
	内 容	広島県教員等資質向上指標（養護教諭）に関する内容	広島県教員等資質向上指標（栄養教諭）に関する内容 ※学校栄養職員は栄養教諭指標に準じた内容
校(場)内 研 修	日 数	12～20日間の校内での研修	12～20日間の校内での研修
	内 容	学校保健や課題研究等を通じた研修	食に関する指導及び学校給食の管理や課題研究等を通じた研修

7 評価及び研修計画書の作成等

- (1) 広島県教育委員会教育長は、研修を受ける教諭等の能力、適性等について評価を行うため達成状況基準を別に定める。
- (2) 校長等は、(1)で定めた達成状況基準に基づき、対象者ごとに評価案及び研修計画書案を作成し、当該小学校等を所管する教育委員会に提出する。なお、評価案及び研修計画書案の作成に当たっては、教諭等の自己評価や意見、希望等を参考として聴取することが望ましい。
- (3) 当該小学校等を所管する教育委員会は、校長等から提出された評価案及び研修計画書案について必要な調整を行い、評価及び研修計画書として決定する。
- (4) 市町教育委員会は、(3)の評価及び研修計画書を広島県教育委員会に提出する。
- (5) 校長等は、対象となる教諭等に対して、研修計画書に基づき、研修を受けるよう職務上の命令を発する。
- (6) 校長等は、研修終了時に研修報告書を作成するとともに、再度評価を行い、研修報告書及び評価結果を当該小学校等を所管する教育委員会に提出する。
- (7) 市町教育委員会は、(6)の研修報告書及び評価結果を広島県教育委員会に提出する。

8 校(園・場)内における指導体制

- (1) 校(園・場)内における研修は、校長等の指導のもとに、指導力の優れた教員、指導主事等が対象者の授業研究等に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長等は、授業等の校(園・場)務に支障が生じないように、また、研修の時間を十分に取ることができるよう、校(園・場)務分掌等において十分に配慮を行うものとする。

9 その他

- (1) 校(園・場)外研修は、一部を除き、呉市教育委員会と合同で実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、広島県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

①附 則（令和3年2月9日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から施行する。